

ミャンマー連邦共和国政府
商業省
連邦大臣事務所
令状宣言書第 8/2013
ネピドー、ミャンマー暦 1374 年 10 月 9 日
(2013 年 2 月 4 日)

1－ミャンマー連邦共和国政府商業省は、輸出入法第 13 条の（イ）で認められている権利によって、輸入禁止品目の変更を宣言する。

輸入禁止品目変更の布告

2－輸出入法によって輸出入業者に輸入許可を与えない品目を、下記のとおり変更することを決定した。

- (ア) リキュール類
- (イ) ビール
- (ウ) タバコ
- (エ) その他、現行法で制限されている品目

3－輸入禁止品目について、国内の主要な市場によって、あるいは状況に応じて適時、変更することを許可する。

4－この布告のため、商業省の 2011 年、12 月 23 日付けの通達、第 3/2011 を削除した。

ウー・ウィンミン
連邦大臣
商業省
ミャンマー連邦共和国政府

レター番号—サカ-11/2-18/2013(29)

ネピドー、ミャンマー暦 1374 年 10 月 9 日

(2013 年 2 月 4 日)

通達先

- 1－ミャンマー大統領事務所
- 2－連邦政府事務所
- 3－国会事務所
- 4－連邦上級裁所
- 5－国家憲法法判廷
- 6－連邦選挙委員会
- 7－連邦全内閣省
- 8－連邦最高弁護士事務所
- 9－連邦最高監査役部門
- 10－市民サービスの選択と研修部門
- 11－管区または州全政府事務所
- 12－秘書、ミャンマー投資委員会
- 13－局総長、税関管理局
- 14－局総長、国内税金管理局
- 15－局総長、漁業管理局
- 16－局総長、収入出金予想金融管理局
- 17－局総長、計画検査と開発報告管理局
- 18－局総長、貿易指導管理局
- 19－局総長、境界貿易管理局
- 20－専務取締役長、ミャンマーと外国の貿易する銀行
- 21－専務取締役長、ミャンマー経済銀行
- 22－専務取締役長、ミャンマー農産物商売
- 23－専務取締役長、印刷と本出版作業にミャンマー広報に載せて宣言するように依頼送信します。

最高役員、ミャンマー連邦共和国商人と工業手業の営業者総チーム

布告上

(トウアウンミン)
事務室長